

(3) 実質公債費比率	2.6%
--------------------	-------------

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、村債の発行に際して県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の村債の発行が制限されますが、本村の比率は、これを大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3ヶ年平均}$$

3ヶ年の平均値をみると1.1ポイントの増加ですが、単年度の比率は前年度より2.29ポイント増加(2.07%→4.36%)しました。この原因は、建設事業等の財源とした地方債の償還額が増加していることによるもので、今後も橋梁改修事業や学校施設建築などの大型事業の財源に地方債を活用していることにより、今後は3ヶ年の平均値も徐々に増加していくと思われます。

(単位：千円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
①地方債の元利償還金	283,985	265,576	277,444	284,286	307,603
②準元利償還金	82,629	42,654	58,776	68,254	113,845
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる負担金等	23,008	2,428	6,171	5,984	9,003
公債費に準じる債務負担行為に関する支出	10,867	1,466	1,637	723	494
公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金	48,754	38,760	50,968	61,547	104,348
観光事業	1,044	463	11,849	22,655	66,051
簡易水道事業	12,345	9,238	10,060	9,833	9,238
下水道事業	35,365	29,059	29,059	29,059	29,059
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③交付税に算入された元利償還金等	316,784	284,845	297,954	303,697	321,366
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	0	0	0	0	0
分子⑤ = (①+②) - (③+④)	49,830	23,385	38,266	48,843	100,082
⑥標準財政規模	2,677,059	2,718,086	2,710,293	2,660,119	2,615,925
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	284,845	297,954	303,697	303,697	321,366
分母⑧ = ⑥ - ⑦	2,392,214	2,420,132	2,406,596	2,356,422	2,294,559
単年度比率 ⑤/⑧	2.08%	0.97%	1.59%	2.07%	4.36%

平成30年度決算の比率(平成28~30年度の平均)	2.6%
平成29年度決算の比率(平成27~29年度の平均)	1.5%

平成30年度決算に基づく実質公債費比率 2.6% < 早期健全化基準 25.0%